

パブリックコメント　一覧

No.	月	項目（～について）	意見内容	回答（考え方等）
1	9	代議員制度導入について	代議員制度と支部化を一体的に導入することを検討していただきたい。理由は支部がある程度独立した権限を持つことができれば、地元地域に根付いた研修会の開催やイベントを企画することができ、その支部の代議員が個人会員の声が聞きやすくなると考えるため。	支部化と代議員制は、両輪として並行し検討しています。支部の完成イメージは検討中ですが、ご意見の通り地元ならではの研修会やイベントを催すことができる権限を有するようにしたいと考えています。一方で拙速な支部設置とならないよう、第1段階～第3段階でステップアップしていく形を構想しています。まず第1段階は、今の「ブロック」を「支部」に改名などを盛り込んでいます。本会の中・長期計画にも盛り込んで実現していく予定です。まずは従前のブロック組織から「支部」に昇格することで、より身近な地域で本会のつながりを強め、使命と役割を有機的に分担し会全体がさらに成長していく体制が整うことになると考えております。
2	10	内閣府の代議員制について西暦何年に作られたものなのでしょうか？	定款の変更も何十年前に作られたものが現在の状況に合わなくなり、変更することになったものも多いと推察します。代議員制のモデルもこれからの世の中の変化をできる限り考えたものが良いのではないのでしょうか？	内閣府のモデル定款、および公益認定等ガイドラインは、2024年12月に改訂されたもので、これが最新版です。基本的な骨格はこれに適合させる形になります。
3	10	総社員の3分の2以上の賛成が必要な定款等の変更について	定款の他にどのような規程、規則があるのでしょうか？また、今後予定されている、もしくは検討されている定款の条項はいくつくらいあるのでしょうか？	3分の2以上の社員の賛成が必要なものは、定款が規定する次の決議に限定されます。 ①定款の改正 ②正会員の除名 ③正会員以外の会員の除名 ④会員の社会福祉士資格の取消し又は名称の使用の停止を厚生労働大臣に具申すること ⑤監事の解任 ⑥他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併 ⑦事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止すること ⑧法人の解散
4	10	全県選挙区の立候補について	役員経験者とありますが、反対します。むしろ35歳以下など若い方々しか立候補できない要件を設けても良いのではないかと考えています。	ご意見・ご提案、ありがとうございます。若年者の立候補も積極的にお願いしたいと願う一方で、いずれの選挙区でも性別と年齢は不問にしておくのが良いと考えています。
5	10	代議員制を進めることについて	事務局の負担はどうでしょうか？委任状の集計などを再度、工夫を検討することで代議員制の業務負担より軽減できるのではと感覚的に感じています。	事務局の負担は、会員がどれだけ書面表決をしていただけるかにかかっているので、通信で経過報告をしたり書面表決の方法を増やす等の工夫をしています。また、書面表決数の状況をみてこのままでは危ういと感じたら委員会関係者へ声かけをお願いしたり、いよいよ危険と判断したら、事務局は書面表決をしていない会員に直接電話をして書面表決をお願いする事も過去にありました。まさに集計の工夫以前の問題として、書面表決の票がなかなか揃わない事が最大の問題であるため、集計の工夫だけでは根本的な解決にはなりません。 通常総会では、定足数(50%超)を確保することが年々厳しくなっており、総会の成立自体が難しくなっています。(2025年度は57.9%) 臨時総会で定款を改正する場合には、3分の2以上の賛成票が必要です。もちろん反対票や棄権票もありますから、その壁を越えるのは至難の業となっています。工夫の検討のひとつが、今回の支部化・代議員制度の導入であると考えております。
6	10	検討内容の経過報告のQ&Aについて	今、意見させていただいているパブリックコメントの意見をもとにご回答いただいていると受け取ってよろしいでしょうか？	10月号通信のQ&Aは、現在構想している内容を少しでも理解しやすくするためのものです。構想をまず理解していただいた上でパブリックコメントを募集しています。いただいたご意見やご提案を参考に、最終案を策定する予定です。
7	10	日本社会福祉士会の考えについて	定款の変更は私が記憶するところでは日本社会福祉士会から提案されていたと思います。日本社会福祉士会は都道府県社会福祉士会の定款変更にかかる事務負担をどのように捉えているのか、変更する可能性のあるものの分析など行った上で毎年のように変更の提案をされているのか、この部分も知りたいと思いました。	日本社会福祉士会からの提案は、20年前に任意団体が法人格を取得する県士会にむけてあったかと思いますが、現在は状況が異なるため、日本社会福祉士会からの提案はありませんしその必要もありません。 各県士会は、会の成長に応じた形で部分的に定款の変更も必要になっていきます。現在各県士会は日本社会福祉士会の支部ではなく、独立した法人として、あくまでも内閣府のモデル定款等の定めに従って行うべきものとなっており、県はその内容が適合しているかを判断することになります。
8	10	今までと今後の違いを図などで書いてもらえるとわかりやすいです。今のままではイメージしにくいです。	コメントを求める以上、どのようなコメントがあったのかそれに対しどう検討したのか広報誌等で公表してください。しないとどのような判断がなされたか分からないから。	ご意見のとおり、会員には公表できるように準備します。通信に掲載できる分量で収まるかによりますが、いまはホームページでご覧いただく事を検討しています。

パブリックコメント 一覧

No.	月	項目（～について）	意見内容	回答（考え方等）
9	11	定款第2章会員	社員総会というワードがありますが、社員総会が、存続するのでしょうか？今までの社員総会が、代議員総会に置き換わると理解しておりますがいかがでしょうか？	これまでの社員総会は正会員全員が一つ議決権を有していますが、代議員制度が導入されると、会員数に応じた一定割合で代議員数を定め、代議員選挙で選ばれた代議員だけが議決権をもって総会（代議員総会）に出席する形になります。よって総会は、「社員総会」から「代議員総会」に置き換わることになります。
10	11	定款の改正案について質問です。	①第19条について質問です。第11条と比べ(3)は「正当な理由がなく」がありません。また「納入しなかったとき」と「等を滞納したとき」とあります。この違いは何でしょうか。神奈川県 の定款では違いが見られません。第11条会員資格喪失と第19条代議員資格喪失の明確な違いは何ですか？ ②第27条について質問です。第25条により招集された総会が第27条により開催できないときはどうなるのですか。再度招集日を決めるのですか？その手続きはどうなるのですか？ ③第39条3について 第46条に定めるとは、第53条ではないですか？ ④代議員制度及び支部化することにより予算は今後どのくらい増加を見込んでいますか？ それとも減額しますか？	①ご指摘ありがとうございます。正会員としての資格を喪失すれば、当然代議員としての資格も喪失しますので、混乱を避けるためにもここは第11条の記載どおり文言を統一し修正します。 ②総会の開催は、定足数（過半数）を満たすことが大前提なので、第29条で規定する「書面議決」の方法もありますので、代議員の皆様には事前にご理解とご協力をいただいて、必ず開催できるよう運営する予定です。ただし、自然災害（地震・台風など）で開催できないときは、再度日程調整します。 ③ご指摘ありがとうございます。条の番号を修正し損なっており第53条の誤りなので修正します。 ④代議員制度を導入することにより、経費の削減（総会開催にあたる総会議案資料集の印刷費と郵送費、書面表決の往復ハガキ代とその印刷費等）が図れます。上記だけでも年間150万円の削減が可能と見込んでいます。一方で支部化の手法や形態によっては、削減額以上の経費支出（例：事務拠点の常設等）が必要となる場合も考えられます。短期的な歳入歳出ではなく、中長期的な会の運営を見据えることで地域での支部拠点の充実を図ることとしています。
11	11	代議員制について	本会より会員数の多い東京や大阪や変わらないくらいの北海道、兵庫、静岡、愛知などの県士会では代議員制を採用していません。採用されていない県の理由も知りたい。	他県の内情はわからないので代議員制を採用していない理由はわかりません。しかし本会よりも会員数が少ない千葉では既に先駆的に導入を果たしています。また会員数が2倍強の東京や約500人多い大阪も遠からず代議員制の導入を検討すると考えられます。さらに数年後には会員数が2,000人に到達する北海道、兵庫、静岡や愛知についても、本会の動向と内容に関しては模範として特に注目していると思います。
12	11	代議員制について	会員との距離がさらに遠くなる懸念があります。	現在支部化の検討も同時並行して進めています。会員の声や地域のニーズを吸い上げ、会の執行部に届け、事業運営に反映しやすくなる体制にしたいと考えています。また代議員には執行部からの方針や意見を会員に届けていく役割も想定しています。身近な地域で、役員である理事と当該支部、代議員とが一体となって会員とつながっていく体制が整い実現できれば、ある意味で会員との距離感は今まで以上に近くなるものと期待しています。
13	11	代議員制について	理事と代議員で意思決定がなされとなると、会員の声が拾えなくなる、代議員と理事だけの会のようにになってしまう懸念を抱いています。	（同上）
14	11	代議員制について	総会に人が集まらないことを理由に代議員制を検討されているのではないのでしょうか？	現実の根深い問題です。会員数が増え続ける組織では、この問題はどうしても避けて通れません。これを解決する方法としては、支部化と代議員制の導入です。例えるならば、本会の体格と体質の改善と言えそうです。
15	11	支部化について	現在のブロックの分割にこだわらずに支部組織を考えた方が良いのではないか。人口の差、経済圏などを考慮しても良いのではないか。	ご意見ありがとうございます。今のブロックの区割りが百点満点とは考えていません。支部の区割りについては、現在のブロック区割りですまずはスタートをきり、数年後に支部化が安定した段階で抜本的な見直しをするのが現実的な進め方と考えています。まずスムーズに支部化を実現させることが先決と考えています。
16	11	役員及び代議員選出規則(案)第3章代議員 第3条代議員数について	2項で「代議員数は100名以内とする。」とありますが、下限は定めないのでしょ うか？1項では50人に対し1名の割合とありますが、現在の会員数から考えると40人程度になるかと思います。もし、それ以下の場合（例えば20名程度しか立候補がなかった場合）はどのように取り扱いますか？	代議員数の下限については、現時点では定める考えはありません。本会の会員数は増加の傾向が今後も続くと考えられるためです。将来もしも会員数が減少し続けるような事態が生じたときには、下限を定める検討が必要になるのかもしれませんが。立候補者数が定数（例えば40人）を満たさない場合についても、予め想定して制度設計をしています。具体的には、「代議員選出規程」で細かくその対応策を規定しています。12月号の通信に同封する資料で詳しくご案内しますのでご確認ください。基本的な考え方としては、定款の定めで定員割れは許されませんから、最終的に定員割れが起きないための仕組みづくりをしています。例えば、立候補の受付期間を2回に分けて行い、1回目で不足することが分かった場合には第二次立候補の受付を行います。さらにまた立候補の受付とは並行し、事前に代議員候補者を推挙する事ができる仕組みも用意しています。代議員候補者として推挙された方には、選管が第二次立候補を打診するなど、定員割れにはならないような工夫が盛り込まれています。
17	11	定款第11条につぎの内容を追加すべき	社会福祉士及び介護福祉士法の規定に違反した場合、国の法律に従い会員資格を喪失する。児童買春・児童ポルノ禁止法で罰金刑以上となった場合。（本会は児童福祉士法をまもる。）	定款変更【第11条(会員の資格喪失への追加記載)】に関するご意見でございました。昨今世間を騒がせている事件で、社会福祉士の倫理綱領や行動規範に違反する、かつ本会の名誉や信用を傷つける行為でもあります。本件は貴重なご意見として受け止めさせていただきます。なお、この場においては「支部化・代議員制度導入に関するパブリックコメント」に対する回答を行っており、質問への回答ができかねる事をご理解ください。